

区域（校区）外就学（就園）の申請基準について

板野町教育委員会

1. 両親共働き又は母（父）子家庭で子どもが帰宅しても家族が不在のため、身元引受人の住所の校区の学校に就学させたい場合。中学校就学前までが対象です。
◎ 身元引受人とは、祖父母や親族など児童の下校後、保護者が迎えに来るまで世話をしてくれる人をいいます。
2. 学期途中のため、学期末（学年末）を限度として、現在通学している学校に就学させたい場合。
3. 最終学年のため、卒業までを限度として、現在通学している学校に就学させたい場合。
4. 転入（転居）先の学校へ、学期（学年）当初から就学させたい場合。
5. 登記関係等で実際の転出（転居）前に住民票を異動したが、実際に転出（転居）するまで現在通学している学校に就学させたい場合。
6. 事情により住民登録はできないが、実際に居住している校区の学校に就学させたい場合。
7. 心身の事情等により、校区内の学校への通学が困難である場合。
8. 転出（転居）したが、運動会や修学旅行等の学校行事終了まで、現在通学している学校に就学させたい場合。
9. その他（いじめ、不登校等）
10. 上記7及び9のいずれかの事由により兄弟姉妹が校区外の学校に通学している場合で、その兄弟姉妹と同じ学校に通学させたい場合。中学校就学前までが対象です。

注：本文中、幼稚園児については、通学を通園、学校を幼稚園および就学を就園と読み替えるものとする。

上記の理由に該当する場合は、板野町教育委員会で相談のうえ申請することができます。

区域外就学につきましては、申請後、板野町教育委員会は相手方の教育委員会と協議を行い、区域外就学を認めるかどうか判断します。

なお、校区外就学（就園）につきましては、申請後、板野町教育委員会で申請事由について確認を行い、校区外就学（就園）を認めるかどうか判断します。